

令和4年4月会議
第22回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閲覧用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和4年4月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番 森山謙治	議席番号10番 栗原良晴
議席番号2番 比留川スミ江	議席番号11番 橘川利一
議席番号6番 多田平雄	議席番号12番 加藤栄三
議席番号7番 山崎弘子	議席番号13番 新倉賢一
議席番号8番 比留川晴雄	議席番号14番 古塩貞夫
議席番号9番 鈴木洋一	

欠席委員

議席番号3番 笠間保一
議席番号4番 細谷則子
議席番号5番 見上智

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄	第3地区担当 志澤輝彦
第2地区担当 内藤昭宏	

傍聴人 0名

提出した議案

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請事案
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請事案
報告第4号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領

綾瀬市農業委員会會議規則による

採決の要領

綾瀬市農業委員会會議規則による

事務局職員出席者

事務局長	浦山	豊
次長	青山	清
総括副主幹	田中	誠
主査	椎野	祐一郎
主事	鈴木	美咲
主事補	北村	悦子

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）（会長挨拶）

ただ今より第22回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、3番 笠間委員、4番 細谷委員、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は11名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合せによりまして私から指名をいたします。本日は、10番 栗原委員、11番 橋川委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。

既に実施されております3月28日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。

5月17日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第2班の委員が出席される予定でございます。同日 第23回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。

25日 第23回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。同日 農地パトロール、市内一円におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。

法第3条許可申請1件 23平方メートル、法第5条許可申請2件 3,228平方メートル、法第4条届出1件 1,359平方メートル、法第5条届出3件 257.57平方メートル、納稅猶予特例農地の利用状況1件 4,587平方メートル、照会書による農地の現況3件 2,416平方メートル、合計11件 11,870.57平方メートルでございます。

なお、右側の欄に今年3月までの案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5、議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会

議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。

それでは、議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請事案、整理番号 3 番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。

議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請事案、整理番号 3 番でございます。

申請地は [REDACTED]、地目畠、地積 23 平方メートルでございます。申請理由は農業経営の安定を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、5 ページをご参照願います。

譲受人は、自作の田 3,711 平方メートル、自作の畠 5,803 平方メートル、合計 9,514 平方メートルを耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である 20 アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター、田植え機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 200 日です。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 スミ江委員

○2 番（比留川 スミ江君） 本日報告します審議案件は、本件を含み計 3 件でございます。

全ての事案につきまして 4 月 18 日第 1 班私の他、森山職務代理、細谷委員と事務局から青山次長、椎野主査、計 5 名で現地調査を行いましたので、初めに申し添えします。それでは農地法 3 条の申請ですが、[REDACTED] です。現地は先ほど事務局から説明がありましたが、譲渡人が本年 2 月の総会の案件により既に駐車場として所有権移転した農地、土地の隣地の北側で 23 平方メートルの農地になります。申請地の現在は下草はあるものの、農地として利用可能な土地であります。譲受人は申請地の、道路から見まして奥側に隣接した約 2,000 平方メートルほどの自家の農地を所有されています。今回道路に面した申請地を所有することにより、農作業の効率が図られ農機具の配備もしやすくなると思われます。従いまして、第 1 班といたしまして許可妥当と判断いたします。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。

この場所は、自分の畠に入るために入路が狭くて、現在の状況では農機具を搬入するのに非常に難しいという事で、いずれは農道として使うようになるかもしないという話がありました。現在は畠として認められますので、やむを得ないと私は思います。

以上です。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号2番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号2番でございます。

申請人は記載のとおりです。申請地は [REDACTED] 外1筆、地目畠、地積合計2,596平方メートルございます。転用目的は駐車場兼資材置場、転用理由は既存施設の返却に伴う新規駐車場兼資材置場の確保のためとのことでございます。場所につきましては、7ページをご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び碎石施工で、工期は許可日から180日間でございます。周辺への防除対策としましては、隣地の境界に土留め鋼板を設置し土砂の流出を防止します。また、敷地南側に貯水槽を設置、入口には集水溝を設置するとともに、傾斜を敷地側に付け周辺農地や道路への雨水の流出を防止します。また、入口にはアスファルトでスロープの施工を行うとともに、前面の歩道には大型車の通行に対応できる施工を行います。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第3種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第1班の代表の委員より報告を願います。 2番 比留川 スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）農地法5条の許可申請地は、[REDACTED]外1筆 2,596平方メートル。譲渡人が一面に梅の木を植え付けておりまして、適正に管理されている農地です。市道に面した面はひざ丈のブロックが積まれた高さのある畑になります。盛土の上での駐車場等の転用になることから、土地利用計画に土砂や雨水等の流出防止などの防除対策が講じられているという事であれば、近隣地域への影響は少ないものと考えられます。転用面積につきましても、従来吉岡地域内に利用していた施設面積とほぼ同等な広さとなっています。市道二方向に接している点や、第3種農地に該当し転用可能な農地であること等総合し、第1班として転用はやむを得ないと判断します。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めていました。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請がありました、[REDACTED]外1筆、地積合計 2,596 平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]）[REDACTED]の代理人として[REDACTED]
[REDACTED]の[REDACTED]と申します。よろしくお願ひいたします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由については、[REDACTED]は金属類と資材リサイクルを販売する会社で、首都圏を中心に事業を行っています。綾瀬市内に置場があるん

ですけれど、ここを5月中にお返しする必要があることから。早急にその置場の代わりなんですが、探しなければいけない事で、本件申請地が候補地として上がりました。候補地としてなった理由としては、この会社の本社及び事務所からとても近い所にあるという事、大体15分圏内の移動時間で管理が行き届くという事、面積において前回使っていた、出なければいけない資材置場というところから、大体2,500平方メートル以上あるので、そこと大体同じ大きさで今回の場所が理由でございます。

2 土地利用計画及び施設概要については、使い方は今まで使っていたのは金属類、資材関係を置場として使っていた置場のスペース、置場に置かれていたコンテナ、入れ物金属が入っていたコンテナを持ち上げるフォークリフトで、積み上げ積み下ろしをするフォークリフトを3台設置する必要があること、運んでくるためのトラックと従業員用の通勤車両、営業車を設置するにあたって合計16台を今回の申請地の面積が必要になってきます。目久尻川の河川区域から浸水区域に該当しているところから、浸透施設という事を必ず置かなければいけないと県から言われており、協議の結果今回浸透施設を付けさせていただいております。

3 転用計画と周辺への防除対策等についてを兼ねて説明していますが、出入口以外のところに関しましては、ブロック2段約60センチのブロックで周囲を囲み、雨水が施設から出ないようにさせていただいている。敷地内は転圧砂利敷き敷地内の浸透を計画しております。先ほど説明した浸透施設を付けることによって、さらに外に被害が出ないように計画しています。壁の方に向かって傾斜をつけまして、そちらに向かって水が流れる勾配で今回土地の造成をしていく予定です。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、工期は工程表の通りですが、できるだけ早く早急に出なければいけないので、こちらはできるだけ早くと思っております。近くに春日台中学校があるので、通学路の安全対策はトラックの出入りはしっかりと万全に警備を行う点と、学校への説明をこれから5月の半ば頃に伺う予定でいます。説明を教育委員会、学校教育課を通して説明をしていく話をさせていただいております。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、周辺地域に住宅1棟と畠がありまして同意書を頂いておりまして、説明状況は説明して承諾をいただいている状況です。周辺地域の春日台中学校に関しましては5月半ば頃には正式に説明に伺って、工事の期間中は危険を及ぼさないようにするところと、今後の運用に関して説明に流れになっております。

6 施設の管理計画については、資材置場として使っていくところから、周囲は近いところ

に事務所を置いていることから、何かあったら直ぐに対応できる計画を進めています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）私のところに説明にいらした方に、春日台中学校と落合小学校はどうなっていますかと質問をしましたら、これから学校教育課に連絡しますとのことで、その後連絡がありまして学校教育課の方から両校に説明に行くと、何か問題があった場合は学校教育課から電話が来るんだと私説明を受けていたんですが、危ないのは小学校の方が危険。その辺のところを確認してほしいんですが。

○参考人（[REDACTED]）その件について、その流れを一度確認します。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対する質疑はありませんか。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）先ほど周りに60センチのブロックを積むという話でしたが、ブロックだけでフェンスの設置予定はあるんですか。

○参考人（[REDACTED]）今回はフェンス設置の予定はございません。既設のものが大分古くなっていて、高さが足りていない状況からそこを補う形で新設でブロックを付けるイメージでございます。

○13番（新倉 賢一君）もう一点、道路の境界で境界から何センチくらいバックして設置する予定ですか。

○参考人（[REDACTED]）ブロックは境界からはみ出ないようにする予定です。道路管理課と協議の結果で場所は指定されています。

○13番（新倉 賢一君）境界から下がることはありますか。

○参考人（[REDACTED]）下がることはあります。今設置されている同じ場所でやる予定で考えています。問題ないよう配慮してやる予定です。

○13番（新倉 賢一君）子供たちの学校の登下校もありますので質問したんですが、そういうあれはないということですか。

○参考人（[REDACTED]）問題ないよう配慮してやる予定です。

○13番（新倉 賢一君）その点考えてもらった方がいいね。

○参考人（[REDACTED]）はい、わかりました。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）地元委員として発言します。4月11日現地確認を行いました。申請人に電話確認を行いました。申請地は第1班比留川氏の言われた通り、梅が植えられています。申請地は相続により譲渡人に渡っております。譲渡人は農業経営を行っておらず管理ができないため、譲渡したいとのことです。地元委員として転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号3番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号3番でございます。

申請人は記載のとおりです。申請地は [REDACTED]、地目畠、地積632平方メートルございます。転用目的は資材置場、転用理由は資材置場として利用するためとのことでございます。場所につきましては、9ページをご参照願います。土地利用計画につきまして

は、別冊で配布してございます資料2に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、敷地内を砂利敷き施工で、工期は許可日から7月10日まででございます。周辺への防除対策としまして、場内に浸透枠を2か所を設置し、雨水は敷地内浸透処理といたします。隣地との境界は、ブロック3段で囲いを設け、土砂等の流出を防止します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第3種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第1班の代表の委員より報告を願います。 2番 比留川 スミ江委員

○2番（比留川 スミ江君）農地法第5条による許可申請地は [REDACTED] 632 平方メートルです。こちらの農地は平坦な畑になります。現地は草の様子から、しばらく作付けはされていない様ですが雑草の刈り込みは幾度か行われ、農地の管理はされています。今回の転用による建設資材等の置場となることから、先ほど事務局の説明がありましたように、土地の利用計画におきまして土砂や雨水流出に対する防除対策がきちんと講じられていれば、隣接農地への営農に対して影響は少ないものと考えます。申請地は第3種農地に該当し転用可能な農地です。農地減少は残念ですが、第1班といたしましては転用やむを得ないと判断いたします。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請がありました、[REDACTED] 地積 632 平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について

6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人 () のと申します。よろしくお願いします。

1 転用を行う理由は、現在大和市で借りている所を移転しなければいけないやむを得ない事情がございまして、移転先を探している最中でございます。詳しい内容につきましては理由書に書いてございます。の敷地内の一
部を友人の社長の紹介で一時的に借りておりましたが、この会社は健康食品の会社でございまして、
■は一般建設業で業種が合わなくて、衛生的に良くないという事で早く退出してほしいと要望がありました。友情の関係で今まで使わさせていただいた理由がございました。仲介業者から地主さんから売却の意向があると聞きまして、申請地をぜひ購入したいという事で転用の申請をさせて頂いたという事でございます。

2 転用計画の概要ですが、隣接農地側はブロック3段を積みまして、敷地がやや現況で傾いておりますが、転圧と砂利敷きで敷地の中心に勾配を持っていくように仕上げるようにしております。砂利敷きですから自然浸透及び中心に2ヶ所浸透枠を作りまして、雨水対策を行う。ブロック3段を積むことによって粉塵等が隣地に行かないように対策を練るという事でございます。

3 転用計画と周辺への防除対策等については、2番と同様でございまして周りには道路側を除いて全てブロックと、資材についてはブルーシートを全部かけまして、物が飛んたり崩れたりしないように対策を講じます。

4 工期ですが、許可を頂きました日から1か月10日余りで作業し、完成します。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、隣接耕作者さんお一人に中間業者から説明を行い土地利用計画書を見せて、産業廃棄物を作らないのであれば、別に問題ないという事とで了解を得ましてご署名を頂きました。

6 施設の管理計画については、毎日ブロック、単管、砂利、砂等が搬入搬出するもので出入りを毎日行い、監督が異常がないかどうか点検を行い、帰りには安全を確認した上で現地を離れるという対策をとっております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

参考人に対する質疑はありませんか。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）資材置場という事でございますが、野積みですか。塞き止めの壁は作りませんか。

○参考人（[REDACTED]）野積みです。シートで全部覆いまして、周りはシートで止めますので、流れるというような物は無いと思います。

○第2地区（内藤 昭宏君）[REDACTED]の畑には若干、多少ですが被害が生じると捉えてよろしいでしょうか。

○参考人（[REDACTED]）[REDACTED]こちらにつきましては、本来はこちら側の敷地が高かつたのですが、ここを削りまして砂利で高く土手のようにしまして、尚且つブロック3段を積みますから勾配が内側の敷地の中心に行くようにしています。どちらかというと隣の敷地から今現在は内側に持っていきます。隣の畑には入らないように工夫しております。

○第2地区（内藤 昭宏君）そうではなくて、日照の話です。実際お使いになられるようになった時に、農業委員会でも捉えにくい部分ではあるんですが、現場でどの程度日照が妨げられて、隣の畑の生育物が順調に育たなくなったりという事が、起きないか申し上げました。

○参考人（[REDACTED]）日照につきましては山積みでございますので、日当たりにつきましては畑の方に日影が行かないように工夫して積むようにしています。

○議長（古塩 貞夫君）参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対する質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号3番について地元委員として発言します。4月14日現地確認をしました。申請地は作物を作っている状態は無く雑草が約30センチほど伸びております。許可申請地は代理人の話によりますと、譲渡人は相続で受けたもので高齢のため管

理が出来ないので譲渡したいとのこと。地元委員としては転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、報告第4号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の10、11ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が3件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてご報告いたします。

はじめに、10ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号5番でございます。

転用の内容は、工場敷地のため、地積1,359平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号7番から9番までの3件でございます。転用の内容は、全て住宅敷地で、地積合計257.57平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に12ページをご覧ください。2の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告」整理番号1番でございます。

本件につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受けている農地の利用状況につきまして、税務署から照会がありましたので、ご報告いたします。農業相続人、利用状況確認

地、及び相続開始年は、それぞれ記載のとおりでございます。

現地調査を実施したところ、耕運されている状態を確認し「自ら農地として使用していた。」旨を回答いたしました。

次に、議案書の 13 ページをご覧ください。3 の「登記官照会書による農地等の現況について」でございます。

登記官が地目変更登記を処理する際、必要に応じて、農業委員会に対し対象地の現況及び転用の有無等について照会する場合があり、この度、3 件の照会がありました。

現地調査を実施したところ、現況は全て非農地であり、農地法 5 条の許可済みである旨を回答いたしました。所在、土地所有者等は、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 4 号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第 22 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10 時 25 分 閉 会

綾瀬市農業委員会會議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塙 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

梅川 利一 

綾瀬市農業委員会委員

栗原 良晴 